

# 『元史』世祖本紀至元二十二年十二月の干支をめぐって

山本 明志

## はじめに

本稿は、現在開催二百回以上を数える『元史』世祖本紀を読む会で、筆者が読解を担当した際に見出した問題点について、参加者の意見を採り入れつつまとめたものである。当初は、参加者の連名で発表する案もあったが、筆者の責任のもと執筆することとなった。執筆にあたっては、特に松田孝一、村岡倫両氏からご意見をいただいた。記して感謝の念を表したい。

『元史』巻13、世祖本紀10、至元22(1285)年12月乙酉の条以下、是歳条の直前までの干支には混乱が見られる。まず百納本によって問題の箇所を以下に示す。

[原文] 乙酉、立集賢院、以扎里蛮領之。

戊子、罷合刺章打金規運所及都元帥。勅合刺章酋長之子入質京師、千戸・百戸子留質雲南王也先帖木兒所。

中書省臣奏、納速丁言、減合刺章冗官、可歲省俸金九百四十六兩、又屯田・課程專人主之、可歲得金五千兩。皆從之。

遣只必哥等考覈雲南行省。

庚寅、詔毋遷轉工匠官。

辛卯、勅有司祭北斗。

[訓読] 乙酉、集賢院を立て、扎里蛮を以て之を領せしむ。

戊子、合刺章打金規運所及び都元帥を罷む。勅すらく「合刺章の酋長の子は京師に入質し、千戸・百戸の子は雲南王也先帖木兒の所に留質せしめよ」と。

中書省の臣奏すらく「納速丁言えらく『合刺章の冗官を減ずれば、歳に俸金九百四十六兩を省く可し、又た屯田・課程は專人に之を主らしむれば、歳に金五千兩を得る可し』と」と。皆な之に従う。只必哥等を遣わして雲南行省を考覈せしむ。

庚寅、詔して工匠官を遷転すること毋らしむ。

辛卯、有司に勅して北斗を祭らしむ。

乙酉の条の直前は「己未、丹太廟楹」で、これは12月22日にあたる。すると乙酉は己未の26日後であるから、上記の乙酉から辛卯までの干支は12月には存在し得ず、矛盾を来すことになる。『元史』の記事において、そのままでは受け入れられない干支の例は多くあり、これまで様々な形で校訂がなされてきた。そういった矛盾がある場合、その記事を虚偽として無視し、退けてしまうのは簡単ではある。しかし、記事そのものが残されたことを尊重し、本来それが何を意味していたのかを検討することが歴史研究においては必要であろう。本稿は、これ

までの『元史』校訂の流れをふまえた上で、上記の記事に対し新たな解釈を示すものである。元朝史研究において根本史料の一つである『元史』に対し、新知見を提供できれば幸いである。

## 1. これまでの校訂案

まず、最も古い『元史』補正の試みとして、明・胡粹中撰『元史続編』があるが、その巻3、至元22年12月の記事は、「丁未、皇太子珍戩薨。賑糶京師貧民」<sup>1</sup>のみであり、問題の箇所に関わる記述はない。続いて明代に著された明・陳邦瞻撰『元史紀事本末』にも該当の記事に言及はない。

民国・屠寄撰『蒙兀児史記』巻8、忽必烈可汗本紀第6下<sup>2</sup>は、  
己未、丹太廟楹。分立集賢院〔原注：前附於翰林国史院〕。  
罷合刺章打金規措所及都元帥府。  
勅工匠官毋遷轉。

とし、「己未、丹太廟楹」より後の干支に問題があることを認識しつつも、干支を表記しないことで矛盾を回避しようとしている。

一方、清・魏源撰『元史新編』巻6、世祖下<sup>3</sup>は、「己未、丹太廟楹」以下の干支が混乱していることに気付き、

己未、丹太廟楹。  
辛酉、分立集賢院、掌提調学校、徵求陰逸、召集賢良。凡国子監道教陰陽祭祀占卜等事、皆隸之。  
甲子、勅工匠官毋遷轉。

とし、十二支を固定したまま乙酉を辛酉に、次の戊子を甲子に校訂した上で、本来の戊子の記事を削り、次の庚寅の記事を甲子の記事として組み込んでいる。やや複雑な校訂案であるが、「十二支を固定して十干を矛盾しないものに変える」というこの発想は、清・曾廉撰『元書』、民国・柯劭忞撰『新元史』、中華書局点校本『元史』に引き継がれることになる。

すなわち、『元書』巻5、世祖紀下<sup>4</sup>は、  
辛酉、立集賢院。

とし、『元史新編』の校訂案を採用している。

また、『新元史』巻11、本紀第11、世祖5<sup>5</sup>は、  
己未、丹太廟楹。  
辛酉、立集賢院。  
甲子、罷哈刺章都元帥。命哈喇酋長子入質京師、千戸・百戸子留質雲南。  
丙寅、停遷轉工匠官。

とし、十二支を固定したまま、乙酉を辛酉に、戊子を甲子に、庚寅を丙寅に校訂

<sup>1</sup> 文淵閣本四庫全書影印本。

<sup>2</sup> 民国23年毗陵屠氏結一宦補刊本（上海古籍出版社影印本）。

<sup>3</sup> 光緒31年邵陽魏氏慎初堂刊本（江蘇広陵古蹟刻印社影印本）。

<sup>4</sup> 宣統3年邵陽曾氏層漪堂刊本。

<sup>5</sup> 民国中天津徐氏退耕堂刊本（上海古籍出版社影印本）。

する。

そして、現在我々が最もよく利用する中華書局点校本も、本文では問題の干支をそのままにしているが、校勘記（一二）において

[原文] 乙酉至戊子至庚寅至辛卯 按是月戊戌朔、無乙酉・戊子・庚寅・辛卯諸日、此乙酉繫己未二十二日之後疑為辛酉二十四・戊子疑為甲子二十七日・庚寅疑為丙寅二十九日・辛卯疑為丁卯三十日之誤。

[訳文] 乙酉・戊子・庚寅・辛卯：按ずるに、この月は戊戌が朔日であるので、乙酉・戊子・庚寅・辛卯の各日は無い。この乙酉は己未（22日）の後に続くので辛酉（24日）の誤りであり、戊子は甲子（27日）の、庚寅は丙寅（29日）の、辛卯は丁卯（30日）の誤りではなかろうか。

と述べる。つまり『元史新編』に始まる、問題の箇所「十二支を固定して十干を変える」という校訂方法をより明確に述べているのである。たしかにこの方法を採用すれば、一見矛盾は解消されたように見える。だが、これが最も適当な校訂方法なのだろうか。このひとまとまりの箇所において、全ての干支が「誤る」ことは不自然ではないだろうか。

## 2. 戊子、雲南関連記事より

実は、すでに清・汪輝祖撰『元史本證』巻3、證誤巻3、世祖紀10<sup>6</sup>は、「中書省臣奏、納速丁言減合刺章冗官。繼培案即納速刺丁本伝在二十一年」と言い、問題の記事中、「戊子」の「納速丁言減合刺章冗官」という記事が、『元史』巻125納速丁伝では、至元22年ではなく、至元21年のものであることを指摘している。これは、問題解決の重要な手がかりになるものである。

『元史』巻125、賽典赤瞻思丁伝附納速刺丁伝は、至元21（1284）年の事として、

奏減合刺章冗官、歳省俸金九百余両、屯田・課程專人掌之、歳得五千両。

と記している。この一文は、問題の世祖本紀至元22年12月戊子の記事である

納速丁言、減合刺章冗官、可歳省俸金九百四十六両、又屯田・課程專人主之、可歳得金五千両。

と内容がほぼ一致する上、字並びもほとんど変わらない。

元代の合刺章（カラ=ジャン）すなわち雲南については松田孝一の研究<sup>7</sup>があり、至元11（1274）年に賽典赤瞻思丁（サイイド=アッジャル=シャムス=ウッディーーン）が雲南に赴任して雲南行省を設立するに至る経緯と、そこで実行された諸政策が実証的に論じられている。その中で松田は、理由は明言していないが、雲南における屯田開発に関して『元史』本紀の至元22年を採用せず、賽典赤瞻思丁伝附納速刺丁伝の記事を引用し、至元21年のこととする。松田論文の行論上、この記事が至元21年の出来事であったとしても、全く問題はない。以上から本紀に記される至元22年12月戊子の記事が、実は本来至元21年の記事であった可能性が指摘できる。

<sup>6</sup> 中華書局点校本、21頁。

<sup>7</sup> 「雲南行省の成立」『三田村博士古稀記念東洋史論叢』1980年、251-271頁。

### 3. 乙酉、集賢院設立の記事より

次に乙酉の記事からも考えてみよう。櫻井智美は「元代集賢院の設立」<sup>8</sup>において、「『元史』巻13、世祖本紀10、至元二十二年十二月乙酉の条には『集賢院を立て、扎里蛮を以て之を領せしむ』とあって、まるで二十二年になって初めて集賢院が立ち、サルバンがその長官となったように記されるが、これまで論じたとおり不十分な表現である」とした<sup>9</sup>。それは、『元典章』巻31、礼部4、儒学、整治学校の条に見える至大四（1311）年の聖旨の節該に引用される集賢院の官員の奏上の中に、「至元二十一年、集賢院を設立し、内外学校を提調し、（後略）」とあり、また趙孟頫『松雪齋文集』巻7に集録されるアルグンサリの神道碑銘にも「（至元二十一年）秋、集賢館を置き、公に命じて集賢を領せしめんとするも、公請うて司徒撒里蛮を以て之を領せしめんとす。乃ち公を以て中順大夫・集賢館学士と為し太史院の事を兼ねしむ」とあるように、『元史』系統以外の史料には、集賢院の独立を至元21年、あるいは至元21年秋とするものがあるからであった。

櫻井は、この至元22年12月「乙酉、立集賢院、以扎里蛮領之」の記事に関して、「中華書局点校本で校勘がほどこされているように、この記事の前後の干支はつじつまが合わない。『元史』編修時の作業ミスであるとすれば、集賢院が二十二年十二月に立てられたという意味の記事ではない可能性も出てくる」<sup>10</sup>と指摘する。しかし『元史』巻87、百官志3、集賢院の条には「国初集賢は翰林国史院と官署を同一にす。至元二十二年、分けて両院を置く」といい、また同、翰林兼国史院の条にも「（至元）二十年、集賢院を省併して翰林国史集賢院と為す。（中略）二十二年、復た分けて集賢院を立つ」とあって、至元22年に集賢院が独立したと考える記事が本紀以外にも存在することから、その年月をも尊重し、集賢院設立に関わって、至元21年と22年の二通りの史料があるのを、設立までに何段階かのステップがあったことや、至元18年以来続いた集賢院と翰林院との関係の変化を反映した結果と考えた。そして、集賢院の翰林院からの独立時期について櫻井は、敢えて特定するならば至元22年3月以降、12月以前であるとした<sup>11</sup>。

しかし、『元史』とは系統を異にする史料、つまり上記の『元典章』整治学校の条やアルグンサリ碑銘などが、集賢院の独立を至元21年としていることも無視できないだろう。前節で言及した戊子の記事と同じように、至元22年12月乙酉の記事も実は本来至元21年の記事であったと考えてはどうだろうか。

### 4. 庚寅・辛卯の記事より

次に「庚寅、詔母遷転工匠官」という記事であるが、これについても関連する史料がある。『元典章』巻9、吏部3、官制3、局院官、局院匠官遷転の条に見える尚書省の咨文からは、管匠官の遷転を禁ずる聖旨が至元27年以前に出されてい

<sup>8</sup> 『史林』83-3、2000年、115-143頁。

<sup>9</sup> 同、134頁。

<sup>10</sup> 同、137頁、註5。

<sup>11</sup> 同、134頁。

ることがわかり、また『元史』巻 82、選挙志 2 に「(至元)二十三年、詔『管匠官、其造作有好悪虧少、勿令遷転』」とあり、内容は『元典章』の記載とほぼ一致する<sup>12</sup>。管匠官の遷転を禁ずることは至元 23 年には始まっていたと見ることができよう。問題の「庚寅、詔毋遷転工匠官」と軌を一にする施策である。

この記事に関しては、至元 23 年以前としか確定できないので、至元 22 年 12 月の記事である可能性は残るが、至元 21 年の記事である仮説も排除するものではない。最後の「辛卯、勅有司祭北斗」の記事については関連する記事を見いだせないため、積極的に至元 21 年の記事とする根拠はないが、前節まで見てきたように、乙酉・戊子が至元 21 年の記事だとすれば、それに続くこの庚寅・辛卯の記事も至元 22 年 12 月ではなく、本来は 21 年の記事であったことが考えられる。

#### 5. 至元 22 年 12 月から至元 21 年 9 月へ

ここまで、『元史』巻 13、世祖本紀 10、至元 22 年 12 月の乙酉の条から辛卯の条にいたる記事が、実は本来は至元 21 年の記事であった可能性を論じてきた。では、それは 21 年の何月の記事であったのだろうか。第 3 節であげたアルグンサリの碑銘では、「集賢館」を置いた時期を「至元 21 年秋」としているが、実は『元史』巻 130、阿魯渾薩理(アルグンサリ)伝では、上記神道碑銘と同じ内容の記事が、さらに具体的に、至元 21 年秋 9 月のこととして記されているのである。

[原文] 二十一年、擢朝列大夫・左侍儀奉御。(中略)(帝)遣使求賢、置集賢館以待之。秋九月、命領館事、阿魯渾薩理曰「陛下初置集賢以待士、宜挾重望大臣領之、以新觀聽。請以司徒撒里蛮領其事」。帝從之。

[訓読] 二十一年、朝列大夫・左侍儀奉御に擢せらる。(中略)(帝)遣使して賢を求め、集賢館を置きて以て之を待せしめんとす。秋九月、命じて館事を領せしめんとするに、阿魯渾薩理曰わく「陛下初めて集賢を置き以て士を待さんとせば、宜しく重望の大臣を挾びて之を領せしめ、以て觀聽を新にすべし。請うらくは司徒撒里蛮を以て其の事を領せしめられんことを」と。帝之に従う。

では問題の至元 22 年 12 月の乙酉から辛卯までの記事すべてを、『元史』巻 13、世祖本紀 10、至元 21 年 9 月の箇所に入れることが可能かどうか検証してみよう。

至元 21 年において、乙酉・戊子・庚寅・辛卯の四日が存在しうるのは「2 月・4

---

<sup>12</sup>『元典章』の問題の箇所は、「管匠官教遷転呵、造作或好、或歹、或短少呵、難覓的一般有。不交遷転呵怎生」麼道奏呵、「是也。休教遷転者」聖旨有来。【「管匠官を遷転させるならば、造作はあるものは良く、あるものは悪く、あるものは規定の数に足りなくなり、(きちんとした仕事を)求め難くなるようである。(管匠官を)遷転させなければいかがか」と上奏したところ、「そのとおりである。(管匠官を)遷転させるな」と聖旨があった】というものである。これによって『元史』選挙志の箇所を解釈すれば、「其造作有好悪虧少」の部分は、「造作に好悪虧少が有る場合は」と条件を述べているのではなく、「造作に総じて好悪虧少が有るので」と理由を述べているものと考えるのが妥当であろう。

月・閏5月・7月・9月・11月」の六つの月である。このうち2月には乙酉と戊子の間の丁亥に記事があり、4月には乙酉に記事がある。閏5月には乙酉・丙戌・庚寅に記事があり、7月には丁亥・戊子、11月には戊子・己丑・庚寅に記事がある。

唯一、9月だけは、「甲申（10日）・癸巳（19日）・丙申（22日）・甲辰（30日）」の四日分の記事しかなく、問題の乙酉から辛卯までの記事がない。9月の乙酉は、記事のある甲申（10日）の翌日11日に当たり、辛卯は同じく記事のある癸巳（19日）の二日前、17日に当たる。とすると、至元22年12月の問題の箇所全体を至元21年の記事として無理なく組み込む余地があるのは、9月のみと言える。本紀の記事は各月によって長短の差があるが、それにしても、至元21年9月は、四日分の記事しかなく、極端に記事の少ない月ではある。記事が脱落していると考えることに無理はない。

以上のように、至元22年12月の乙酉から辛卯までの記事すべては、至元21年9月甲申と癸巳の間に入れることが可能である。至元21年9月には本来、「甲申（10日）・乙酉（11日）・戊子（14日）・庚寅（16日）・辛卯（17日）・癸巳（19日）・丙申（22日）・甲辰（30日）」（下線が至元22年12月からここに組み入れた部分）八日分の記事があったのではないか。

『元史』世祖本紀・百官志は、『世祖実録』『経世大典』をもとにして編纂されたものであろうし、もちろん『世祖実録』は『経世大典』に先立つ。あるいは、『世祖実録』編纂の段階で、問題の至元22年12月乙酉以下の記事はすでに現在に残る『元史』世祖本紀のように記されていたのかもしれない。問題の四日分の記事が、本来は至元21年9月の記事であったにもかかわらず、何らかのトラブルで至元22年12月の末尾に紛れ込み、『経世大典』編纂時にも気付かれず、『元史』世祖本紀・百官志の記事に引き継がれたということではないだろうか<sup>13</sup>。

## おわりに

以上、『元史』世祖本紀、至元22年12月乙酉以下ひとまとまりの四日分の記事は、至元22年12月のものと見るより、至元21年9月の記事である可能性が高いことを論じてきた。矛盾する干支を字形の類似によって校訂するという方法に異議を唱えるつもりはないが、今回取り上げた四日分の干支に関しては、字形の類似から生ずる誤写・誤刻だけでは説明しきれない。『元史』校訂に際してよく用いられる、十干を固定して十二支を齟齬がないように校訂する、という方法も一見問題がないようにも思えるが、根拠は十分に吟味する必要がある。我々は、中華書局の校訂を鵜呑みにするのではなく、より慎重に記事を解釈する態度が求められる。

また、もし、この可能性が単なる可能性ではなく、正鵠を射たものであるならば、このような「錯簡」が生じた編纂経緯の解明が今後の課題となろう。今回示した校訂案が、『元史』理解に幾ばくかの寄与ができれば幸いである。

（やまもと めいし 大阪大学大学院博士後期課程）

<sup>13</sup> もちろん、『世祖実録』編纂時ではなく、『経世大典』編纂時にこの問題が発生した可能性も考えられる。いつの段階で、この混乱が発生したかは特定しがたい